

平成25年12月11日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

総務委員会

委員長 星吉寛

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月11日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、緑の分権改革について及び魚沼市入湯税条例改正に伴う対応について執行部より説明を受け、質疑を行った。
また、旧大沢下水処理場の放射性物質を含む汚泥の管理等について現地調査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、行政課題等に対応するための計画等について、魚沼市ケーブルテレビ事業計画(案)について、第2次魚沼市総合計画(仮称)策定に関するアンケート調査結果報告について及び魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託基本計画(案)について執行部より説明を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 105 号 公益的法人等への魚沼市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 106 号 魚沼市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について
- (3) 議案第 107 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (4) 議案第 108 号 魚沼市職員等の職務行為等審議会条例の制定について
- (5) 議案第 120 号 魚沼市新市建設計画の変更について

2 調査事件

- (6) 所管事務調査について
 - ・緑の分権改革について、
 - ・魚沼市入湯税条例改正に伴う対応について
 - ・旧大沢下水処理場の放射性物質を含む汚泥の管理等について
- (7) 閉会中の所管事務等の調査について
- (8) その他

3 日 時 平成 25 年 12 月 11 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、星野武男、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、小幡総務課長、酒井企画政策課長、佐藤税務課長、星市民課長、佐藤消防長

8 書 記 小幡議会事務局長、富永副参事

9 経 過

開 会 (10 : 00)

星委員長 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本日は、付託案件、所管事務調査、現地調査等多くの案件がありますので、皆さん方の慎重審議をよろしくお願ひしたいと思います。それでは本委員会に付託されました議案について審査願ひます。なお、市長は、午前中の出席とし、午後の現地調査等は公務のため、欠席したい旨の要請がありましたので、これを許可いたしました。あら

はじめ報告いたします。

(1) 議案第 105 号 公益的法人等への魚沼市職員の派遣等に関する条例の一部改正について

星委員長 日程第 1、議案第 105 号、公益的法人等への魚沼市職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

小幡総務課長 ありません。

星委員長 これから質疑を行います。質疑は、ありますか。(なし)なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありますか。(異議なし)異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 105 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、異議ありますか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第 105 号、公益的法人等への魚沼市職員の派遣等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 106 号 魚沼市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について

星委員長 次に日程第 2、議案第 106 号、魚沼市消防本部及び消防署設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤消防長 消防本部、署の位置の変更に係る条例の施行日についてでございますが、条例案提出時の 10 月 1 日には本定例議会の日程が未定であること、例年の日程であれば初旬から下旬にかけてが会期となり、消防救急業務に主眼を置き設定した移転日 12 月 10 日を過ぎた日での議決となることは明らかであることから、遡及を避けるため条例の施行日までの間を仮運用としております。なお、未定の議決の日を予測し、月途中の日を条例案とするのではなく、議決の日以後あらかじめの猶予をもって、最初の日を条例施行日とさせていただいたものです。条例施行日以後、正式に本運用となるものです。

星委員長 これから質疑を行います。質疑は、ありますか。

大平委員 条例施行日は、1 月 1 日ということですが、その今の建物とか駐車場とかは手続きを踏んでいるんですか。例えば、今まで使っていたものを今度使わなくなるんでしょう。普通財産に直さなければ悪いわけですね。それらは手続きは踏んであるんですか。

佐藤消防長 今の質問は、引っ越しをした後の古い庁舎についての質問でしょうか。

大平委員 はい。

佐藤消防長 この庁舎につきましては、私どもはかねてより引っ越しの日を決めておりますが、12 月 10 日以降についても備品関係の引っ越し等を含めた中で、まだ今後も引っ越しする荷物等は古い庁舎に置いてありますし、今年度中につきましてはの予定であります。引っ越し後につきましては消防庁舎の駐車場関係について新病院対策室で職員の駐車場が不足しているということがありましたので、管財、それから新病院対策室等と協議をした中で、管理は私どもが行いますが駐車場のスペースについて病院職員の駐車場として冬

年間使用する旨の打ち合わせをしているところであります。

大平委員 駐車場の管理ですが、消防の条例や規則の中に駐車場の管理とか、そういうことはできないようになってきていると思います。だからこれは早く書類を作って、総務課にまかせて、それで管理してもらっていただきたいと思います。いつもそうなんだけど、いつも書類が間に合わないで、なんでも自分たちでもってやるけれど、規則とか条例があるんですから守っていただきたいと思います。

小幡総務課長 財政課長がいませんので、私が代わりに答弁させていただきますが、ほかの用途で使うという話が消防長からありましたが、おっしゃるとおり普通財産化をして、管理はどうするかは別として、手続きを踏むことは必要だというふうに思っています。

佐藤消防長 今、普通財産化というようなことでございますけれど、あの庁舎の敷地については、借地でありますのでそのことができないというようなことで、この行政財産の使用許可について協議をして、このことについては、借地契約を結んでおります地権者各位と移転後の駐車場としての使用等に関することについて、使用承諾をいただいております。

大平委員 消防署が人に貸すときに、それは消防署が借りたわけではなく、市が借りて消防署が管理しているわけでしょう。今、総務課長が言ったように、そこを消防署が使わないで人に貸すんだから、消防署がそれを契約するなんてわけにはいかないから、私はそれは総務課にまかせて、総務課の方で管理というかするようにしたらいいと思います。したらいいんじゃないかと、それをしなければ、消防法というか条例がないんだから。消防長それでできるんですか。消防長が言ったことで。

佐藤消防長 今ほど議員が言われたことを踏まえた中で総務課と相談をし、その手続きをさせていただきますことにいたします。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。

高野委員 ホームページにですね、消防本部が1月1日正式に移転しますということになっております。細かいことかもしれませんが、一応これは正式移転しますではなくて、まだ、条例が通っていませんので、予定ですという形で少し表現の方にも配慮が必要ではないかと思っております。

佐藤消防長 今、ご指摘の件につきましては、私どもの注意が足らなかったという部分でございますので、お詫びを申し上げ訂正するようにしたいと思います。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第106号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第106号、魚沼市消防本部及び消防署設置条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第107号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

星委員長 日程第3、議案第107号、魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といた

します。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤消防長 この条例の一部改正につきましては、国が法律の整備を行ったことによるものであり、住宅用防災報知設備、住警器と申しますけれど、この設置及び維持に関する基準の内容が変わったものではありません。これを付け加えておきたいと思います。

星委員長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

高野委員 この条文の関係ですけれども、具体的に言うと器具の名称が変わったということですか。

佐藤消防長 内容が変わったということではなく、国の法律の条文が削除され、これは建築基準法の施行令ではありますけれども、詳しく言いますと消防法施行令の改正の概要は、第37条第7号から第7号の3で住宅用防災報知設備が検定品でなければならないことが規定されておりましたが、第37条4号から第6号で規定されることになったものであります。したがって、品物の内容等の変更があるものではございません。

星委員長 ほかにありませんか。(なし)なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第107号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第107号、魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第108号 魚沼市職員等の職務行為等審議会条例の制定について

星委員長 日程第4、議案第108号、魚沼市職員等の職務行為等審議会条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡総務課長 (資料「業務執行に伴う職員個人への損害賠償請求訴訟に対する支援制度」、「魚沼市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則」及び「魚沼市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する規則」により説明)

星委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

大平委員 今ほど総務課長から説明がありましたが、勝訴した場合に全額払うということなんですが、その前に審議会を開いて、それに適していれば審議会ですべてを訴えられた人に、被告にその費用を出すということになりますね。そして負けた場合には何も出さないということですね。そうすると裁判で負けた場合にですね、それまで支援した額というのはどうなるんですか。

小幡総務課長 基本的には、事務費程度のことになりますので、直接的な経費は出てこないというふうに考えています。今ほどお話がありましたように議会の判断をどこでするかということになるわけなんです。議会は基本的には勝訴の場合に補正等でその補助金を盛り込むわけですのでそこで判断をいただくということになるかと思えます。

大平委員 事務費はどれだけかかるかということは、それまでに弁護士が来たり、審議会を開いたりする費用がかかるわけでしょう。書類づくりまで手伝うとか、職員の手間とかそ

ういうのはどれくらいかかるんですか。

小幡総務課長　具体的にいくらという積算はしておりませんが、先ほど申し上げましたように、例えば、今、大平委員が言われるのは支援を可として、実際に敗訴した場合を想定して言っていると思うんですけれども、その場合には支援をする場合にかかるのは事務的経費程度で、実際の弁護士が動いたような費用については、敗訴しているわけですから、ここでは見られないということになりますので、実際は事務費程度ということでございます。

大平委員　審議会にどれだけお金がかかるかということなんです。何人審議員がいるかわかりませんが、それが勝つと思って支援して負けた場合にはどうなるんですかということを知っているんです。

小幡総務課長　判断するために審議会が開催されますが、その費用については一緒に提案をさせていただいております。弁護士の場合は1万1000円、その他の委員の場合は5000円です。今、想定をしておりますのが、3人程度を考えておりますので、基本的に1万1000円と二人分で1万円の合わせて2万1000円の審議会費用がかかります。そのほかにかかる費用については、事務費程度と考えております。

大平委員　だからその費用を負けた場合にはどうするんですかと聞いているんです。

小幡総務課長　そこは勝ち負けに関係なく支出をするということです。

大平委員　それでは納得しません。市当局が間違っているということで、住民は何も自分の得ではなくて訴えるわけでしょう。だから住民の方が大事だと思うんです。だからさっき言われたように監査委員の問題は可哀そうだと思います。だけどあれも結局は除斥をしなかったために、事務員もそうですよ、監査委員も市長も、そんなことがわからないで監査委員をさせてはだめですよ。大事なときに除斥ができないような、勉強をしないような。それがもとで訴えられたわけだから。除斥しないことが悪かったということは、裁判の結果、出ているんだけど、その結果、個人が訴えたわけなんですけれども、よく勉強しておけばそういうことにはならないと思うんです。そうすると、今、職員が何かあったときは、必ず市長が相手となるんですよ。普通の職員が訴えられるという想定はどういうことがありますか。

小幡総務課長　今後、どういうことが想定できるかというご質問ですが、想定はしていません。ただ最初、説明したことがないよということでございます。

大平委員　想定もしていないで、あちこち発表しているから、そこで誤解を招くわけですよ。市の職員が何かあったときは、必ず市長が相手となるんですよ。例えば市長が間違ったことをしたときには、市長が市長に魚沼市に金を払えと、今度は個人名を上げて市長に金を返せと、市長が市長に言うんだけれども、ほかの人は想定してもないんです。その辺もよく勉強したうえで言わないと、皆さんが何を職員がとなるんです。住民訴訟が改正になったことはわかりますか。いつ改正になったか。職員が訴えられることはないんですよ。

星委員長　ここでしばらくの間休憩いたします。

休　憩（10:27）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:31)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。ほかに質疑ありませんか。

大平委員 今ここで決めるんじゃないくて、継続審査にしてもらいたいんですが。

星委員長 ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩 (10:32)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:37)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。質疑はありますか。

大平委員 慎重審議の理由と言っていましたが、内容が新聞に出ていたが新聞の内容ではよく分からないんです。ここに資料をもらいましたが、まだ中を見ていないから、これを見てしっかり勉強して慎重審議をお願いしたいということなんです。

岩井委員 このお金というのは、当然、市民の税金、市民のお金というふうに考えてもいいわけですね。そうすると市民が、例えば理由があって、こんな行政のやり方では困るということで今までやってきたわけですよ。それに対して行政が職員の裁判費用を持つというのは、どう考えても普通の考え方からいったら、私は市民は納得できる問題ではないと思います。市民がどういう考え方に立っているのか、その辺をよく考えてもらいたいと思います。それともう一つは今までの経過を見ますと、市民は決して無謀なことを言っているわけではないと思います。

星委員長 質疑に徹していただきたいと思います。

岩井委員 とにかく慎重審議でやっていただきたいと思います。

小幡総務課長 今ほどの岩井委員の質問に答弁させていただきますが、一つは公務でやったことに限りということになっていますし、それから勝訴した場合に限定されています。ですから職員が公務で間違ったことをやって敗訴になれば、それはお金が出ないということになりますので、そこはあらためて申し上げさせていただきますと思います。

大平委員 新聞にこれをやらないと萎縮する職員があるとあったが、どういうことからそういう言葉が出たんでしょうか。理解できないのでその辺についてお願いします。

小幡総務課長 報道関係のことについては、私がインタビューを受けたわけではありませんので、その点については想像でしか話ができるので、ここでは答弁を差し控させていただきます。

岩井委員 慎重審議という意味ですが、全国でもこれを取り入れたところはわずかしかないわけですよ。そのわずかしかない議案に対して、これを今ここで早急に採決するというのは、私はおかしいと思いますので、しっかりと時間をかけてやるべきだと思います。

星委員長 ほかにありませんか。

高野委員 条例はつくっても訴訟費用の負担実績については、大阪府が 20 件という形で突出しておりますけど、あとのところについてはほとんど実績がないということでもありますので、この辺のところは参考的な数字になるのではないかというふうに感じております。

星委員長 ほかにありませんか。これで質疑を終結します。継続審査を求める動議が出ておりますので、これより継続審査について採決します。ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩 (10:42)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:43)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。あらためて、継続審査を求める動議が出ておりますので、これより継続審査について採決します。本案を継続審査とすることに賛成の方は、挙手を願います。(賛成者挙手) 挙手少数でありますので議案第 108 号、魚沼市職員等の職務行為等審議会条例の制定についてを継続審査とすることは、否決されました。これから討論を行います。討論はありませんか。

大平委員 まだ資料ができたばかりで、内容はまだ本当のところはわかっておりません。ただ報道等で出たのが、私は本当だと思っております。その中身を聞いても、想定もしていない。萎縮について聞いてもそれがわからない。これをやったほかのところを、これで良かったのか悪かったのか。やっていないところはどうだったのかという勉強をして、それから多数決を採ると思ったのですが、それもやらないでやるのは、私はこの条例案に反対です。

星委員長 ほかに討論はありませんか。(なし) これで討論を終結します。これから、議案第 108 号について、採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第 108 号 魚沼市職員等の職務行為等審議会条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 120 号 魚沼市新市建設計画の変更について

星委員長 休憩を解き会議を再開します。日程第 5、議案第 120 号、魚沼市新市建設計画の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

酒井企画政策課長 補足説明はございません。

星委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議のなし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 120 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 120

号、魚沼市新市建設計画の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩（10：48）

再 開（11：00）

（6）所管事務調査について

・緑の分権改革について

星委員長 休憩を解き会議を再開します。日程第6、所管事務調査についてを議題とします。最初に、緑の分権改革についてを議題とします。資料の提出がありますので、まず、この説明を求めます。

酒井企画政策課長 （資料「魚沼市版緑の分権改革プロジェクトについて」、「魚沼市森林・林業再生方針（案）概要版」及び「魚沼市森林・林業再生方針（案）」により説明）

星委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

大屋委員 今までは企画政策課の方でいろいろとこうしたもので方針案としてまとめたわけですが、来年度からはどこが中心になって部署としてはやるようになるんですか。

酒井企画政策課長 緑の分権改革プロジェクトとしての担当部署というのは今のところ企画政策課でありますけれども、今後につきましてはこれからちょっとまた検討しなければいけないと思っていますし、まだ決まっておられません。ただ実行の段階におきましては、それぞれ農林課含めて関わっておりますので、これからの細かな計画は農林課含めそれぞれの部署でつくってそこでやっていくというような形になります。

大屋委員 案をつくるのに3年間くらいかけたんですかね。そういう中でやはり長期に渡った計画といいますか、方針になっておりますので、そういう点では各部署にこれをまた分散してしまうと連携といいますか、そういったことが心配なんですけど。販売まで6次元化っていうのは要するに生産から販売まで関わるわけですよね。そういう点でいうと今の行政の中で民間も含めた形での枠をどういうふうな形に考えて今後いくのかっていうのは非常に大事だと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

酒井企画政策課長 現在でも森林整備委員会とかいろいろとあるわけなんですけど、やっぱりそういう方々、関係のところからの取り組みっていいですか組織化して検証するっていうのは進めていく必要はあると思っていますし、担当部署につきましては、どこになるか別にしましても、そここのところで全体に見ていくという形は変わりなくやっていくつもりであります。

大屋委員 市長もかなり緑の分権改革に力を入れている発言がいっぱいありますので、そういう点では今年度、一応案という形でできたものを来年度からおそらく実施の方向に向けていくと思いますので、実施までにまだ時間がありますので、ぜひ、内部的には私が今言ったようなことを含めて検討いただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

酒井企画政策課長 検討して進めていきたいと思っています。

星野委員 森林林業についてはこの再生方針でいいかと思うんですけども、緑の分権改革推進会議における企画書の提出についても2の里山っていうようなことで③で載っておりますけれども、里山についてはご承知のように非常に荒廃の一途をたどっているというようなことから、それに伴いまして土砂災害だとか、あるいはまた最近では鳥獣被害等出ているわけですので、目的の中の下の方に森林里山を活用した地域活性化を目指しているというのがありますが、里山部分につきましてはどの程度、中を見るとあまりないような気がするんですがその辺はいかがでしょうか。

酒井企画政策課長 今、具体的には地元産木材利活用モデル事業ということで里山の間伐をしてもらって、その材を薪としてまた売るといようなモデル事業をやっているんですが、その関係の薪はそのままだと水分があって売れないということで、やっぱり乾燥施設が必要だということで、今、その仮集材所をつくってやっています。それを広めていってやっていきたいというのが一つと、もう一つ地元の山は地元で頑張ってもらいたいんで、コミ協の方と連携をとってやっていきたいということで、そこはまだ具体的になっておりませんけれども、そういう方針で進めていきたいと考えております。

星野委員 特に里山で通常この辺でいいますとぼい山でしょうかね。ぼい山については我々もぼい切りした経験がなくて、通常30年くらいでやるところを50年も経っているというようなことで、非常に体力がなくてなかなか今までのぼい切りではうまくいかないというような話も聞いておりますが、ぼい山というのが皆さんのすぐ身近にあるわけですので、このぼい山の活用といいましょうか、利用ということについてはどのようにお考えでしょうか。

酒井企画政策課長 間伐をやっていただければ、当然きのことかの副産物も出やすくなるということと、地域の方々も山に入りやすくなるというようなことにつながりますので、そういった意味から続けていくということ、市民の方が山によく入ったりすれば鳥獣のほうもそれなりに警戒をして出て来なくなるというようなことも考えられますので、まだ検討の段階ですけども、そういうふうになるようにしていきたいと思います。

星野委員 それぞれ地元では、そういう里山を大事にしていこうというようなことから遊歩道だとか、史跡だとかというような形の中で、なかなかぼい山までは手はついてないんですが、なんとか今言ったようなところを整備しているというような事業をやっているところも多々あると思いますので、その辺に対する保護政策というか、政策的な面はどのように考えていますか。

酒井企画政策課長 農林課において福山地区の峠で体験事業をやりたいと、炭焼き体験含めてそこでやる計画をしております。その炭焼きの材料をそこに持ってきてもらってやるのか、そういった方法を考えているのと、薪についても今言いましたようにユーザーの方も多くなっておりますので切ったのをそちらに販売して多少でもお金が入る仕組みを作りたいというような事で今実証実験の段階ですけども、それがうまくいけば広めていきたいというようなことが現状です。

星野委員 引き続きそのような形でぜひ、森林、林業の方ももちろん大事でございますけども、身近な里山、ぼい山の今後の再生なりについて引き続き考えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

岩井委員　　今、案を見させてもらったんですけど、これはあれですか、当然コンサルタントに作成してもらった部分もあるんでしょうか。

酒井企画政策課長　　コンサルタントは一切いません。元は職員で作りまして、それを関係団体と協議しながらまとめてきました。

岩井委員　　案でするのでその都度、年度ごととか、あるいは何年後にきちんとこのように活用されているのか、あるいは実施されているのか、よく検証していかなければならないと思いますので、その点だけよろしくをお願いします。

酒井企画政策課長　　検証は必要と思いますので必ずやっていくようにしたいと思います。

大平委員　　川下ってというか第3次産業なんですけど、この前もだいぶバイオマスの件で議会で研修会したんですけど、この件はどこまで進んでいるというか、市がどういうふうにするのか、バイオマスの考え方というか、まだ市の方ではっきりしているのかわかりませんが、ある程度やれる見込みがあるとか、その辺わかるんでしょうか。

酒井企画政策課長　　バイオマス発電の関係だと思うんですが、それについては別の担当がやっております、今、研究の段階でありまして、一番の問題は材の集積がなるかどうかが一番の課題で上がっておりますので、それを関係者と今調整を図っているというふうな段階であります。

大平委員　　今、まだ書いてあるだけなんですね。

酒井企画政策課長　　概要版でいうと一番最後の下の木質バイオマスエネルギーの利活用の促進とありますけれども、これについて具体的に書いてあるのは、薪ペレットの活用それからできれば公共施設にペレットボイラーが入れられないかの検討ということで上げてある分であります。

大平委員　　今までもペレットか何か何年か前からやってきているんですけど、うまくいかないということなんですけれど、その辺はよく研究したっていうか、勉強してありますか。

酒井企画政策課長　　個々のうちにはペレットが入っておりますし、それについては助成制度があります。大きいものについては視察に行った関係もありますが、コストが掛かる面が非常にありますので、すぐにはやれない状況にあります。材の需要を増やす面では、それもある程度必要でないかということで検討しているところであります。

星委員長　　ほかにありませんか。

高野委員　　これを実際やる人材というか、その辺の覚悟というか、めどについてどのように考えているのか。一例を上げますと、魚沼市はもつ焼きということで炭の消費は結構あると思うんですが、先般、炭を買いに行きましたら、地元産はないと、岩手産のものがありまして、スーパーに行っても外国産という形で、炭の需要があるにも関わらず炭を焼く人がもうなくなって、先日の講習会でも焼く方が間に合わないというような話もありましたので、計画でいいんですが、魚沼市で林業をするにですね、一番問題なのは、実際にこれをやる人がどんどん減っている、炭一つとってもなんで、そういう人材を育成するということか、実際にやる人をどう確保するかっていうのが一番ネックになるのではないかと思いますので、その辺の人材確保を森林組合にしっかり、炭なら炭の販売の部分を含めて、指導なり、保証するというような形であれば、そういう方も出てくるんでしょうけども、そういう対策というか、人材確保なり実際にやる人たちの確保策というのは、どうい

ったものだろうと思うんですが、その辺の考え方を教えてください。

酒井企画政策課長 これもほかの課の関係になりますのでわかってないところですがお答えします。福山でモデル的にやろうとしているところがありますが、そこについては地元の了解を得ていますんで、地元の方からの参加と、この前講習会をやったわけですが、こういったかたちの中で一般参加をする中でやっていきたいということで、まだモデル的ですんで、そんな大きな釜は作れないと思いますんで、それから徐々に広げていくということ。それからあと販路が広がってくれば、今やっている人たちの分も広めていけるのではないかと考えておりますので、その辺確認しながら進めて行くというような考えであります。

大平委員 地元産木材の利用の定着とありますが、今までどれだけ地元産を使ってきたか、これからはどれだけ使われるか、そこにどれだけの人働いているかわかったら教えてください。

星委員長 酒井企画政策課長、産業建設委員会の案件についてはそちらの方に任せるといようなことで答弁をお願いしたいと思います。

酒井企画政策課長 産業建設委員会の方にもこの案件は提出して説明することにしておりますので詳細はそちらの方でお話しさせていただきたいと思いますがよろしく申し上げます。

星委員長 そのようにお願いしたいと思います。

大平委員 今言ったことわかったら聞かせてください。

酒井企画政策課長 今のことについては確認してそのときにお話しさせていただきたいと思います。

大平委員 バイオマスも同じだけれども、ただ書いてあるだけじゃ駄目だと思いますんでその辺しっかりと。

酒井企画政策課長 今回の資料の7、8ページをご覧くださいますと魚沼市の林業の状況ということで、ここに林業関係従事者の推移、間伐面積の推移等ここに記載してございます。ただこれにより何人雇用ができるかということまで推計しておりませんので、その辺はこれから考えていきたいと思いますのでご了解いただきたいと思います。

大平委員 今までどうなっていたか、これからどうなるのかということも一つよろしく申し上げます。

酒井企画政策課長 今までの7ページにあります。これからの推定等はしてございませんので、これからはこの内容にそっていききたいとまとめてありますのでその辺ご覧いただきたいと思います。

下村委員 要は林業でその地域が飯を食えるかっていうことを基本的に考えていただいた中では、この森林と里山の比較的こういう考え方は非常によろしいかと思います。この中で学校区とかその辺で、その地区が、あるいはこの地域をどうするんだっていう考え方を何ヶ月も何年もやって、上条地区がありますけど、そういった地区がまとまって伐採すればそこに雇用が生まれる。そして木材が売ればそういった形でやってこられたんですけど、それもここにコミニティーに書いてあるんですけど、ほんとに地域のコミニティーの中でこういうことを、地域間のことは若手が、特に上条、入広瀬地区辺りはこの企画して

いることを真剣にやれば生き残っていけるんじゃないかと期待しているところです。そう
いった中でやはり地域コミュニティもありますので、その辺で役員の人だけじゃなくてみ
んなで考える会をつくっていただきたいと思います。それで上条のストック場所辺りや福
山を利用したりしていったらおもしろいなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。
酒井企画政策課長　ありがとうございます。その辺につきましても今集積場の実証実験をや
っている中でこの検証をしていきたいと思ひますし、さっき言った里山整備につきまして
はある程度お金が回る仕組みがないと続かないような危機感を考えていますので、その辺
をもう少しつくってきたいと今考えております。額が高い低いじゃなくて、少しでも回
るようなかたちができないかというような話を進めておりますのでなるべく頑張りたい
と思ひます。

下村委員　どなたかが真剣にやっていただきたいんですけどその中で、魚沼杉は二分くらい
の歩留まりしかないってことなんですけど、だいたいその辺はどうなんでしょうか。

酒井企画政策課長　材の歩留まりはそんなような感じでいますし、津南あたりの材でもやっ
ぱり歩留まりはそんなに良くないと聞いております。ただ向こうの方はこっちよりしっか
り生えていますので、確かに材があまり良くないのは事実ですけど、それなりの使い方、
利用方法を考えていくということで検討しております。

下村委員　歩留まりが悪いということは結局燃料として使う部分が非常に多くなってくる
ということですよ。そう言った中でこのペレットストーブってなかなか高価な物らしい
んですけど、薪ストーブって町中ではなかなか難しいところがありますけれど、その辺
の薪ストーブの普及とか真剣にやって、そこで循環させて、一番自分の中で考えているの
はなんで市全体でとんでもない費用をかけて化石燃料を買っているんだ。しかも二酸化炭
素を出して。それを薪でもって循環させれば、化石燃料に払っているところをいくらかは
変えていただければと思ひます。それと大平議員がバイオマス発電について言いまし
たけど、発電に向く材料というのは、間伐材とか杉の皮とかでやらないで、ある程度取り
入れてやったんではコストに合わない。長野県の塩尻に行ったんですが、発電をした温か
い水は下水道に捨てるとかそういうことじゃなくて、そういう熱が出たら、やっぱりハウ
スを作ったりして年間を通して田畑ができるような形に、それは先の話ですけど、そうい
うふうに市内で循環できてそこに市民がつくるという金額的には多くなくても追加はで
きるわけですから、そういった中で都会から帰ってきた人たちはまき割りを喜んでやりま
すので、自分の必要な部分以外はセンターで販売するなど、いろいろアイデアは出てくる
と思ひます。そのときはコミュニティで先々の計画まで立てて皆で話し合う会を持って
ほしいと思ひます。

星委員長　今の下村議員のご意見、緑の分権改革が目指す方向だと思ひますので、要望意見
として聞かせていただくということでもよろしいでしょうか。(はい) ほかにごほひませ
んか。(なし) これで質疑を終わります。本件については引き続き調査をしていくこととし、
本日は以上としたいと思ひます。

・魚沼市入湯税条例改正に伴う対応について

星委員長 次に、魚沼市入湯税条例改正に伴う対応についてを議題とします。資料の提出がありますので、この説明を求めます。

佐藤税務課長 (資料「入湯税申告書及び納入書の送付について」及び「魚沼市入湯税条例改正等について(お知らせ)」により説明)

星委員長 ただ今の説明等に質疑はありませんか。

大平委員 今までは、罰金刑はなかったんですか。

佐藤税務課長 入湯税の納付につきましては申告が基本です。これが創設されたときから罰金刑があったのではなかろうかと思えます。

大平委員 いままで魚沼市で入湯税を払わなかったというのはなかったですか。

佐藤税務課長 申告しないと不申告ということで加算金がつくわけですが、そういった事業所には申告書の提出を求めます。申告書を提出していただいて税額を私どもが把握しますが、納税がちよっと遅れているという事業所もございます。

大平委員 納税が遅れているというのはわかりますが、どれくらい遅れていますか。

佐藤税務課長 現年分も若干あるようですし、前年以前の滞納繰越分もあります。そういった部分につきましては条例のとおり、先ほども若干話がありましたが、延滞金等を徴しているということでございます。

大平委員 罰金というのは、いつからで線を引くとどうなるんですか。絵に描いただけならおかしいと思えますのでその辺を。

佐藤税務課長 例えばですけれども、質問検査権を行使してある事業所に検査に行ったということで調べているうちに、申告内容と違っていたということになりますと、うその申告をしていたということになりますので、そういった場合につきましては、帳簿記載の義務違反等に関する罪ということで、罰金が科せられるということでございます。

大平委員 そうするとその調査は今まで何件くらいやったんですか。

佐藤税務課長 過去につきましては、徴収義務者を絶対的な信頼のもとで、現地検査はしていなかったようでございます。しかしながら、不祥事もございましたので、きっちりしましょうということでとりあえずは直営施設から検査を始めました。その枠を今ほど申しましたとおりの順次広げていくように、今、検討しているところでございます。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件については、本日は以上としたいと思えます。よろしいでしょうか。(はい)。ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩 (11:58)

再 開 (12:59)

・旧大沢下水処理場の放射性物質を含む汚泥の管理等について

星委員長 休憩を解き会議を再開します。引き続き所管事務調査として、旧大沢下水処理場の放射性物質を含む汚泥の管理等についてを議題とします。ただ今から、現地調査を行い

ます。現地調査の行程は、配布のとおりです。ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩 (13:00)

休憩中に現地調査

再 開 (13:53)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。今ほど、旧大沢下水処理場の放射性物質を含む汚泥の管理等について、現地調査を実施しました。また、本件に関しては、資料も提出されています。現地調査を踏まえ、各委員の質疑、意見等を求めます。

大屋委員 非常に室内は放射線量が高いという検査結果が出ておりますし、小出中学校から出たものがセシウムの量としては非常に大きな値を示し、ここには 8000 ベクレルを越えた場合には、管理型処分場で特別な方法で処分するというふうになっているんですが、行政の方が国に働きかけてもなかなか進まないという現状も聞かせてもらいましたが、やはり議会としてもこの問題を取り上げた中で、あのまま置いても数十年とか数百年単位で放射線を出し続けますから、何か国に対してそういったものに対して処理を早くするよう求めていく必要があるんじゃないかというふうに感じました。

星委員長 意見として聞かせていただき、後で所管の中で検討していきたいと思います。ほかにありませんか。

大平委員 保管してある汚泥をどこかに持っていくというか、処理するというか、新潟県や国とかの何か方策というか、いつ頃までというのはないですか。

小幡総務課長 それがあれば言えるんですが、まだそれがなし、お願いはしていますが、なかなかそこは構築できていないというのが現状です。

星委員長 これで質疑を終わります。本件については、本日はこの程度とし、引き続き調査をしていくこととして、以上としたいと思います。

(7) 閉会中の所管事務等の調査について

星委員長 日程第7、所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申出を行うことに決定いたしました。

(8) その他

星委員長 日程第8、その他を議題とします。企画政策課から行政課題等に対応するための計画等について、魚沼市ケーブルテレビ事業計画(案)について、第2次魚沼市総合計画(仮称)策定に関するアンケート調査結果報告についての3件、市民課から魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託基本計画(案)について、それぞれ、資料が提出されています

ので、順次、報告、説明を求めます。

酒井企画政策課長 (資料「第二次魚沼市総合計画(仮称)策定の基本的な考え方(案)」、「魚沼市行政改革方針(案)」、「魚沼市行政経営プラン(案)」、「第2次魚沼市集中改革プラン第3時魚沼市財政計画(案)」、「第2次魚沼市定員適正化計画(案)」、「魚沼市市民サービス再整備計画(案)」、「魚沼市庁舎一本化移行方針(案)」、「魚沼市ケーブルテレビ事業計画(案)」及び「第2次魚沼市総合計画(仮称)策定に関するアンケート調査結果報告」により説明)

星委員長 ただ今、企画政策課からの報告、説明を受けました。このことについて皆さんから質疑をお願いしたいと思います。

岩井委員 ケーブルテレビの件なんですけれども、当初はもっと大きい範囲でケーブルテレビを普及していこうということで進めたと思うんですけれども、私の理解していることが間違っていれば教えてもらいたいんですが、いわゆる原の方が非常に電波状態が悪いということで、それであそこに確か当時NHKがアンテナを立ててもいいというようなことを言ったんだけど、それが立ち消えになったのかどうかわかりませんが、そのために向こうの方のための電波が届かないということでケーブルテレビにしたということでなかったですか。

酒井企画政策課長 そもそもそういうことで、あの周辺部の難視聴解消が主な目的で始まったのが、最初だと聞いています。

岩井委員 今までの経過をずっとたどると、今それこそBSだとか、衛星放送がかなり普及してきました、たぶん皆さま方もテレビを見てわかるように、衛星とデジタルで同じ番組をやっている部分が、今かなりかぶってきているんですよね。そうすると衛星放送、それからCS関係が、今だいぶ普及してきていると思うんですけれども、将来的にケーブルテレビがどこまで普及してくるかという非常に疑問な点があるのと、それからこのままずっと続けていって、赤字が減ってきているとはいえ、私はだいぶ赤字が解消するところまでいかないんじゃないかと思うんですけれども、その辺の見解を教えてください。

酒井企画政策課長 経営的には、だいぶ苦しい状態が続くと思っておりますし、ただ、今現在すぐやめられるかといいますと、やはり整備したときの補助金とか起債の関係がありますので、当面は継続する必要があるということ、それから最初申し上げましたように、もともとが難視聴解消ということがありましたので、そちらの関係がこれからどういうふうにしていくかということを含めないと廃止するとか、方向は考えられないですので、今後の課題として今は研究しているところでございます。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、引き続き調査をしていくこととして、以上としたいと思います。次に魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託基本計画(案)について、報告、説明をお願いします。

星市民課長 (資料「魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託[基本計画](案)」及び「魚沼市文化活動市民アンケート調査報告書」により説明)

星委員長 今ほどの市民課からの報告について皆さんから質疑をお願いしたいと思います。ありませんか。(なし) それでは本件については、引き続き調査をしていくこととして、以上としたいと思います。ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩 (14:50)

再 開 (15:00)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。議会報告会における要望等の取扱いについて協議
いただきたいと思います。配付資料「平成 25 年第 2 回議会報告会 意見・要望取扱い区
分」をご覧ください。ここに上がっている案件のうち、No1 から No14 までの所管が全体、
総務になっているものが対象となります。この中には、直ちに市長等執行機関において処
理が必要と判断されるものは含まれていませんので、本日は、この中で特に皆さんから協
議いただく必要があると思うものについてだけ協議することとし、そのほかのものについ
ては、次回までに皆さんから取扱いについて検討して来ていただき、次回の委員会で協議
したいと思いますがいかがでしょうか。(異議なし) そのように取り扱わせていただきま
す。ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩 (15:02)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15:26)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。本件については、引き続き調査をしていくことし
て、以上としたいと思います。委員の皆さんは次回の委員会までに各案件の取扱いについ
て検討して来ていただきと思います。そのほか委員のみなさんから、ご意見・協議事項等
はありませんか。(なし) なければ、本日の会議はこれで閉会にさせていただきたいと思
います。本日の会議録作成については、委員長に一任を願います。本日の総務委員会はこ
れで閉会します。

閉 会 (15:27)